

令和4年度（2022年度）
知床世界自然遺産地域科学委員会
第2回海域ワーキンググループ

議 事 録

日 時：2023年2月3日（金）午後2時開会
場 所：かでの2・7 1070会議室

1. 開会

●北海道（小島） ただいまから、令和4年度第2回知床世界自然遺産地域科学委員会海域ワーキンググループ会合を開催いたします。

私は、本日の進行を担当いたします北海道環境生活部自然環境課自然公園担当課長の小島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今回のワーキンググループは、札幌市で開催しておりますが、委員を含め、オンライン形式による参加者が多数おられます。オンラインによる参加の方は、発言をされる時以外画面と音声をオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、前回に引き続き、長期モニタリング項目に係る評価や大気管理計画の見直し等らにつきましてご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日お配りしております資料でございますけれども、会議の次第、出席者名簿、また、次第の裏面に配付一覧を載せておりますが、資料は1から5まで、参考資料も1から5までとなっております。

なお、出席者名簿のうち、美坂委員におかれましては、ウェブ参加に変更となりましたことをご報告いたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

ここからは、山村座長に進行をお願いいたします。

2. 議事

●山村座長 皆様、こんにちは。山村でございます。

それでは、議事を開始したいと思います。

知床世界遺産自然地域科学委員会海域ワーキンググループの設置要綱の改正について、事務局からご説明をお願いします。

●北海道（栗林） 資料1をご覧ください。

海域ワーキンググループに係る設置要綱改正の提案です。

資料の1ページ目の裏表が改正案、続いて新旧対照表となっております。

最初に、現在の設置要綱をご覧いただきたいのですが、参考資料1としてつけております。

現在の設置要綱は、1番目に目的がありまして、2番目に構成員が書かれているという非常にシンプルな内容となっております。

この設置要綱を使いまして15年ほど実際に運営を行ってきたところですが、ワーキンググループで取り扱う議事の内容や開催方法、委員の任期といった必要と思われる項目が書かれていない状況にあります。

この設置要綱については、本会も含めて他のワーキンググループでも同様でありますの

で、全てのワーキンググループ、本会の設置要綱について今年度に見直しを行うことといたしました。

海域ワーキングの運営方法を変えるというのではなく、現在行われていることを改めて明文化する形で改正案を作成しております。

それでは、資料1の新旧対照表をご覧ください。

第1条の目的に関しては大きな変更はございませんが、ここで根拠となる条項について、現在のものが本会の設置要綱第4条第4項を参考としていたのに対し、新しいほうでは第4条第3項となっております。こちらは、本会の設置要綱も改正されておりますので、これに合わせた修正となります。

に変更しております。

なお、本会の設置要綱につきましては、資料1の一番最後のページに載せられております。

そして、新旧対照表の第2条から第6条までがまるごと新規に定める項目となっております。

第2条に関しては、海域ワーキングで扱う検討事項について、1番目に遺産地域の海域の保全に関する事項、2番目に長期モニタリングに関する事項、3番目に海域管理計画に関する事項、最後にその他必要な事項としております。

第3条は、組織です。

1番では、事務局が委嘱する者及び別紙による行政機関等をもって組織するとありまして、この別紙につきましては、後ろのほうに現在の設置要綱で定める構成員と同じ内容が記載されております。

2番では、委員の任期を1年とし、再任を妨げないこと、3番では、座長を委員の互選により決定することを定めております。

4番は一旦飛ばしまして、第4条に進みます。

第4条では、この海域ワーキングは座長が招集して開催すること、必要に応じて委員以外の学識経験者の参加を求めることができること、議事は原則公開することについて定めています。

第5条は、事務局についてということで、海域ワーキングは環境省と北海道が事務局を務めており、主たる事務局は北海道が務めます。

第6条では、この要綱に定めるもののほかに必要な事項が発生した場合について、別に定めるとの条項を設けております。

今説明した事項については、これまで行われてきた運営方法を改めて文章化した内容になります。

ここで第3条に戻りまして、ここの4番だけが今回新たに追加する項目です。

第3条の4番の後段で、「座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。例えば、緊急的な交通機関の乱れによって座長が会

場まで到着できず、オンラインによる参加もできない場合、また、病気や事故などで出席がかなわない、こうした事態を想定しまして、座長代理を務める委員を事前に定めておくことで備えたいというものです。

実質的には、この第3条の4番が新規の項目となりますので、本日検討をいただきたいと思えます。

資料1の説明は以上です。

●山村座長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明いただきました設置要綱を資料1のとおり改正する案について、ご意見などがございましたら委員の皆様からお願いしたいと思えます。

(「なし」と発言する者あり)

●山村座長 なければ、設置要綱(案)をお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●山村座長 ただいまご提案いただいた新しい設置要綱案の第3条の4の中に、座長に事故があるときにはあらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理するとありますので、私が指名させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●山村座長 それでは、松田委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

●松田委員 はい。務めさせていただきます。

●山村座長 ありがとうございます。

それでは、次回以降、必要が生じた場合にはよろしく願いいたします。

それでは、次の議題として、知床世界遺産地域多利用型統合的・海域管理計画定期報告書(案)について、事務局からご説明をお願いします。

●北海道(栗林) それでは、資料2について説明させていただきます。

資料2、知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画定期報告書(案)ですが、この定期報告書は、2007年度から毎年度作成しておりまして、海域に係る長期モニタリング項目の評価結果をまとめたものとなり、海域管理計画の推進状況に係る情報の公開と共有化のために作成しているものです。

ページをめくると目次がございますが、ア、イ、ウで書かれた目次部分の後ろには括弧書きで「No. 1」「No. ①」などの番号が付されております。

これは長期モニタリング計画におけるモニタリング項目の番号と対応しており、定期報告書の最終のページにモニタリング項目の一覧がございますので、参考としてください。

報告書の構成ですが、3ページをご覧ください。

最初に評価調書と呼ばれる様式がありまして、ここでは海洋環境の項目ですが、三つのモニタリング項目が青字で書かれております。最初のページにはこれら三つの項目を合わせた分類評価と呼ばれるものの評価内容が書かれております。

4ページには、最初のモニタリング項目であるNo. 1、海洋観測ブイによる水温の定

点観測に係る個別の評価を掲載しております。続く6ページから13ページにかけて、バックデータとなる海洋観測ブイに係るモニタリング結果の表などが載せられております。

14ページからは次の項目の個別評価に移りますが、モニタリング項目の数だけ、これを繰り返すような構成となっております。

非常にボリュームのある資料ですが、前回の海域ワーキンググループ以降に更新された情報は赤字で表示しておりますので、今回は赤字の部分を中心に説明させていただきます。

それでは、3ページからになります。海洋環境についてです。分類評価は三寺委員にご担当いただきました。

情報の更新は、9ページの羅臼側の海洋ブイに係る令和3年度のデータ、また、15ページの海氷に係る2021年のデータが追加されております。ウトロ側の海洋ブイは機器の不具合から、令和元年以降、情報の更新がない状態です。

3ページの分類評価ですが、赤字の部分を中心に説明しますと、これまでの観測記録で羅臼側とウトロ側を比較しますと、ウトロ側のほうが羅臼側よりも平均で2度ほど海水温が高いという研究ケースが高くなっていることが分かっております。

また、海氷については、オホーツク海全体では減少傾向にあるものの、昨シーズンは平年並みとなっております。年による増減はあるものの、全ての年で知床半島に到達していることが確認されております。

流氷の状況に関しては、15ページですが、今、画面に出ているようなグラフで知床に流氷が接岸した期間が分かるようになっております。

次に、20ページに飛びまして、魚介類の評価です。

こちらの分類評価に関しては前回から変更がございませんので、こちらについては個別評価で情報の更新があったところを説明いたします。

44ページ、北海道水産現勢からの漁獲量変動の把握についてです。

この評価は美坂委員にご担当いただいております。

ここでは、指標種であるサケ、カラフトマス、スケトウダラ、スルメイカについて、2021年度の情報が追加されております。

サケの評価を見ますと、過去にはサケの漁獲が非常に多かったのですが、羅臼町では2010年度以降、斜里町では2014年度以降に非常に低い水準になってしまいまして、2017年以降はさらに漁獲量が減少しているという結果が出ております。

こちらはグラフのほうが分かりやすいと思いますので、47ページのグラフをご覧ください。

上が斜里町のグラフ、下が羅臼町のグラフとなっておりますが、いずれも数が非常に減っていることが分かると思います。この点線で表しているところが過去の平均の漁獲量になりますので、今は過去平均よりもかなり低い数字となっております。

次に、カラフトマスですが、49ページからです。

カラフトマスは、ライフサイクルが2年間であることから、偶数年生まれと奇数年生ま

れの群れに分けて考えることができます。グラフでも偶数年と奇数年で色を分けて表示しております。

こちら、2009年までと比較して近年は減少傾向にあり、黄色で表している偶数年は比較的多いのですが、こちら、点線で表示している過去平均より低い水準となっておりますので、かなり悪い数字となっております。

続きまして、スケトウダラですが、51ページです。

スケトウダラに関しても平均より低い数字ではあるのですが、2021年度は比較的良好で平均に近い数字が出ておりました。

スケトウダラに関しては、52ページで、オホーツク管内全体の漁獲量ということで表していますが、2019年、2020年、2021年と過去平均をかなり上回る良好な漁獲量となっております。

オホーツクのスケトウダラは、ほとんどが沖底船で漁獲されていることから、紋別港と網走港の沖底船による漁獲を含む数字として、オホーツク管内全体の数字を参考資料として掲載しております。

53ページにスルメイカ、54ページにはブリのグラフを載せております。

スルメイカは、近年はほとんどゼロに近い数字にまで非常に数を落としています。対照的に、ブリのグラフを見ますと、2012年以降、急激に数を増やして、比較的安定して数を増やしている状況となっております。ブリに関しては、海水温の高い場所を回遊する傾向があることから、地球温暖化、海水温の上昇といった気候変動の影響が関係している可能性がございます。

次に、59ページですが、海棲哺乳類です。

こちら、分類評価については変更がありませんでしたので、個別評価から説明いたします。

データの更新があったところは、66ページから70ページにかけて図表やグラフが載せられておりますが、トドに関する情報が更新されております。その評価が64ページに書かれています。

トドとアザラシに関する項目ですが、「知見が蓄積しつつあるが、生態系保全と持続的な水産資源利用を両立させるための管理を行うための根拠としては未だ不十分である」とありまして、日本海側などでは岩場など上陸するところがあるので、トド、アザラシの観察は比較的できるのですが、知床に関しては泳いでいる場合がほとんどであるため、調査がなかなか難しいということが書かれております。今後の方針という欄においても、調査手法の確立が必要であるとされております。

71ページは、シャチについての評価として、釧路沖でのシャチと漁業の競合について触れられております。また、漁網が絡んだシャチの漂着もありますので、漁業との関係に注意を払う必要がございます。

続いて、鳥類についてですが、73ページからになります。

この資料を作成する際には間に合わなかったのですが、2日前に、知床海鳥研究会様より海鳥の生息状況の速報データをいただきましたので、追加資料として配付しております。

今、画面に出ている2022年知床半島における海鳥の生息状況というものです。

ここでは、オオセグロカモメ、ウミウ、ウミネコ、ケイマフリの4種についてそれぞれ表とグラフで営巣数の変化を表しております。

このうち、オオセグロカモメ、ウミウ、ウミネコの3種につきましては、折れ線グラフを見ると分かりやすいのですが、2022年の数字は、昨年、2021年度よりは数が増えているものの、長期的に見ると右肩下がりの減少傾向である状況がグラフとして出ております。

こちらの昨年に行った長期モニタリング10年間の総合評価でも、海域のモニタリングとしては、唯一、遺産登録時よりも悪化していると評価されたところでした。

4ページの下を見ますと、2022年度は遺産地域内でウミウが増えた一方で、遺産地域の外で減少しています。棒グラフの青いところが遺産地域外となっておりますが、半減しております。

こういう結果が出ておまして、これについて、昨年4月の観光船事故の影響で観光船の運行が遅れた結果、警戒心の強いオジロワシの出没が増え、これがウミウの営巣に影響を与えたのではないかという、人の活動変化とそれに伴う猛禽類の変化についても可能性として触れられております。

最後に、希少種であるケイマフリについてですが、営巣数は比較的安定しておまして、最大個体数はかなり順調に回復しているという結果が出ております。

定期報告書に戻りまして、最後の地域社会という項目ですが、94ページです。

95ページに遺産関連施設の利用者数や観光客数のグラフが出ておりますが、ここにコロナの影響がはっきりと出ております。

施設の利用者数は減っておりますし、下の折れ線グラフを見ると観光客は半減、特に外国人宿泊者数が5万ほどあった数字が昨年は161と大きく落ち込んでおります。

そのほか、地域人口や就業者数は長期的に緩やか減少しているという傾向が続いております。

そして、この後ろには漁業生産、漁獲金額といったグラフを魚種別にまとめております。98、99ページになります。

そして、100ページ以降は資料集になっております。こちら前回の会議以降に更新されたデータにつきましては赤で表示していますが、参考資料ということで、今回は省略させていただきます。

資料2に関しては以上になります。

●山村座長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた内容についてのご討議をお願いします。

私から一つ、文言についてです。

44ページですけれども、赤く色が変わっているパラグラフの三つ目で、「河川工作物に改良の効果が示唆される」とあるのですが、これは河川工作物の改良による効果ということだと思えます。

これをお書きになったのは美坂委員でしょうか。

●松田委員 美坂委員ではないようです。

●北海道（瀧澤） 畑山委員からチャットで、おっしゃるとおりですというご回答をいただいております。

●山村座長 それでは、ただいまご提案したように修文させていただきたいと思えます。ほかに何かございましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

●山村座長 それでは、次の議題の第4期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

●北海道（栗林） 資料3から説明させていただきます。

今年度、見直し作業を行っている第4期海域管理計画についてですが、昨年7月の第1回海域ワーキングにおいては、事務局から計画のたたき台を示しまして、その内容について検討をいただきました。

資料3-1には、第1回ワーキング以降に行った計画の変化をまとめております。

会議でいただいた意見のほか、会議後のメール議論による助言などもいただきまして、これを基に海域管理計画の素案を作成しております。

ここでは、年表記の変更や語句の統一などは、資料のとおりですので、説明は省略しまして、大きな部分に絞って説明させていただきます。

丸の三つ目に、SDGsに関する記載の追加というものがございます。そして、右側に変更一覧の3番、6番ということで表示しておりますが、これは資料3-3と対応しております。

資料3-3につきましては、第3期計画と第4期計画の新旧対照表を抜粋したものになっております。

3番の項目で、計画の目的の欄にSDGsで定めるゴールとターゲットの紐付けに関する文章を追加しております。あわせて、6番の項目では、SDGsそのものの解説も加えております。

資料3-1に戻りまして、丸の五つ目ですが、鳥類の現状の更新ということで、知床にいる鳥の数について内容を更新しております。

動物の数につきましては、前回会議において、海棲哺乳類の中でも数に誤りがあるのではという指摘がございました。下にある表の上から2番目の項目になりますが、知床にはいないのではないかとクジラ類がリストアップされているという指摘がございました。

そこに関しましては、資料3-1別紙で「知床で確認されている動物の種数について」という資料の最初のページの表の中段に、海棲哺乳類については、第3期計画においては、

2目9科28種という記載であったものが、右側の第4期計画になりますと、2目10科22種としております。

次のページに、追加と削除についてまとめをつけております。

左側に灰色に表示されているものについては、明確な記録を確認できなかったということで削除しております。代わりに、右側にある黄色のホッキョククジラ、セミクジラ、ナガスクジラ、クロツチクジラ、シロイルカ、ラッコの6種につきましては、知床博物館や国立科学博物館のデータベースに記録がございましたので、これを新たに加えております。

この差引きを行いまして、知床にいる海棲哺乳類は2目10科22種となっています。

28種から22種に減っているのですけれども、これは、知床の環境が悪化してクジラが減ってしまったということではなく、情報を精査した結果、明確な記録があるものに絞って22種としたということであります。

鳥類に関しては、1ページの下段の表です。

こちらは、分類方法の変化による更新となっています。

分類の〇〇目〇〇科というところは、日本鳥類目録という書籍による分類を参考としております。これまでは日本鳥類目録改訂第6版を使っておりましたが、最新版は第7版であるということで、最新版を使って整理し直しております。

このホチキス留めの後ろには、魚類、海棲哺乳類、鳥類のそれぞれのリストをつけております。数が非常に多いですので、この場での説明は省略させていただきます。

資料3-1に戻りまして、昨年に発生しました知床遊覧船事故に係る記載の追加です。

これは、変更一覧の30番から32番、40番が該当します。

30番を見ますと、地域社会という項目の現状の欄ですが、内容としましては、観光船の沈没という重大事故の発生によって多数の人命が失われたこと、救命・捜索活動など、漁業者ほか関係機関への影響が非常に大きかったこと、また、観光船事業者の長期にわたる運航自粛といった多大な影響があったことについて記載しております。

続く32番では、課題として、安全管理体制の強化を図る必要があることを挙げております。

具体的な動きとしては40番ですが、観光船などの事業者に対し、利用者の安全を確保するために必要な気象及び海象に関する情報を収集し、業務規定や自主ルール等に基づき、必要に応じて出航中止等の判断を行うとともに、関係法令等に従い安全に係る設備等を設置し、利用者への情報提供を適切に行うなど、安全運航を徹底するよう求めていくとしております。

海域管理計画は法定計画ではありませんので、この計画自体に何らかの規制を行う力はありませんが、様々な安全を守るための法令やルールがありますので、それらを遵守するように徹底しましょうという内容となっております。

こうした内容を反映しまして、昨年11月に海域管理計画素案として北海道のホームページで公開し、パブリックコメント、道民意見の募集を実施しております。

資料3の裏面になりますが、パブリックコメントの募集期間は11月10日から12月23日までで、この間に斜里町、羅臼町において住民説明会を実施しております。

この結果としては、1個人、1団体から5件の意見をいただきました。

これについては、次のページから意見募集結果として一覧で載せております。

パブリックコメントの後に関しては、修正はあまり多くありません。

意見の中で提案のあった「観光遊覧船」は「観光船」でよいのではないかというのですが、この言葉自体、法律で定義されたものではありませんし、上位計画である知床世界自然遺産地域管理計画の中でも「観光船」という言葉が使われておりましたので、ご意見のとおり、「観光船」で統一することとしました。

また、世界遺産センターと羅臼ビジターセンターについて、「知床」が抜けておりましたので、正しく修正しております。

このほかの修正としては、知床の現状を記載する欄において、サケ、カラフトマス、スケトウダラに関する説明文を修正しております。

これは、資料2にありました評価調書の更新に合わせて内容を修正するものです。

資料の最後の2ページに比較表をつけておりますが、左側が前回の評価調書、右側が今回の定期報告書に載っていた評価調書ですので、青い字で表示されている言葉を拾って計画に反映させていたのですが、サケ、カラフトマス、スケトウダラに関して内容が更新されておりましたので、これを受けて計画に落とし込んでおります。

資料3-2が素案以降の修正を示す表ですが、3ページ目を見ますと、サケ、カラフトマス、スケトウダラの情報の変化が分かるようになっております。

新旧対照表につきましては、参考資料2ですが、第3期計画と第4期計画（案）を全て網羅したものとなっておりますので、こちらもご参考にしてください。

資料3の説明は以上です。

●山村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明内容について、ご意見がありましたらお願いします。

私から1点ですが、新旧対照表の3ページの右側に「サケ（シロザケ）」とあります。このたび、サケの呼称は標準和名の「サケ」で統一しようという動きになっていると私は理解しています。ですから、「（シロザケ）」は不要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●北海道（栗林） 今回の計画から、以前はシロザケだったものを標準和名のサケを採用したわけですが、一般的なサケ全般を表すサケという言葉との混同があるのではないかと、一番最初にサケと出てくる1か所だけ、「（シロザケ）」と表示させていただきました。

●山村座長 分かりました。そのようなお考えの上でしていることであれば、これ以上は申しません。

ほかに何かございますか。

●松田委員 パブコメに対する回答でA、B、Cとつけられたのは、結論のカテゴリーが相手にメッセージとして分かるという意味ではいいと思いますが、これは海域以外でも全て統一してこの表現を使っているということでしょうか。

●北海道（栗林） 道民意見の募集手続の要領が定められておりまして、すべて同じようにAからEの区分を使っております。

●松田委員 ヒグマとか、ほかのものも同じですね。

●北海道（栗林） はい。

●松田委員 分かりました。とてもいいことだと思います。

●山村座長 ほかに何かございますでしょうか。

●三谷委員 パブリックコメントというのは、道民意見のみでしたか。

知床海域はほかの人たちも使っていると思うのですけれども、そういう人たちからの意見はどこかで聞けるのですでしたか。

●北海道（栗林） パブリックコメントは、北海道の仕組みとして、道民意見の募集手続というものによるのですけれども、オープンな形で意見を募集していますので、その中では道外の方から意見が来ることもございます。そうしたものも除外はせず、同様に扱うこととしております。

●三谷委員 その場合、道外の人にも分かるような形で募集をしているのでしょうか。例えば、どういうところで募集をしているなどがあれば教えてください。

●北海道（栗林） 募集に関しては、北海道のホームページ上で、トップページに載るような形で案内を載せるのですけれども、そこを見ていただけるかどうかということになります。

●三谷委員 少し分かりづらいかもしれないと思います。いろいろな人がいろいろなことを思っていると思うので、道民以外の人にも広く知られるようになればいいなと思いました。

●山村座長 今のご意見については、環境省のウェブサイトにはリンクを張っていただくという対応も可能かと思いますが、いかがでしょうか。

●環境省（伊藤） 音声聞き取りにくかったのですが、パブコメの対象を全国を相手にすべきか、北海道内ですることが適切かというご質問でしょうか。

●山村座長 そこまでの意見ではなくて、パブコメの存在自体が周知されにくいのではないかとということで、一つの対応として、環境省のウェブサイトにはリンクを張るくらいの対応は可能かと思っていたのです。

●環境省（伊藤） 北海道と共同でさせていただいている世界遺産の管理でございますので、釧路自然環境事務所のホームページで周知ということも全く問題ございません。

●山村座長 では、そのように周知していただくという対応をお願いします。

三谷委員、よろしいでしょうか。

●松田委員 三谷委員から、SNSで告知していただけるとさらによいですというメッセ

ージが入っています。

●山村座長 それは、関係のところでご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●山村座長 それでは、その一つ前の議題ですが、報告書(案)について、服部委員からコメントがございましたので、資料2の52ページに戻ってください。

ここで「オホーツク管内」という書き方をしているのですが、それ以前は「斜里町+羅臼町」となっているということです。

服部委員、これは集計単位が違いまして、それ以前の斜里町、羅臼町というのは、おのおの町での漁獲量でございまして、その次のオホーツク管内というのは、いわば斜里町を含むオホーツク管内の漁獲量です。先ほどご説明があったとおり、大部分がその漁獲量ということですから、両者は重なり合わなくて、ちょっとずれた形になっているということで、これを統一するのはちょっと難しいかと思えます。

私からご説明を申し上げておきますが、服部委員、よろしいでしょうか。

●服部委員 分かりました。

●山村座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの資料3についてもよろしいということですので、次の議題の知床世界自然遺産地域管理計画の見直しについてに移りたいと思います。

説明をお願いします。

●環境省(伊藤) 環境省釧路自然環境事務所の伊藤でございます。

オンラインで失礼いたします。

遺産管理計画の見直しについて、資料4に基づいてご説明いたします。

また、参考資料3に現行の管理計画を添付しておりますので、適宜、ご参照ください。

遺産管理計画につきましては、9月に開催された科学委員会にて見直しの検討に着手されておりまして、科学委員会の下部ワーキングにおいても関連する記載事項について見直しの検討を進めることとされました。ですので、本日、議題に挙げさせていただいております。

まず、資料4の1ページ目の1、管理計画についてをご覧ください。

遺産管理計画の概要をまとめますと、遺産地域の自然環境を将来にわたって適正に保全管理していくことを目的として、2009年に策定されたものであること、各種制度の運用及び各種事業の推進などに関する基本的な方針を明らかにするものであること、それから、見直しの際には地域住民や関係団体の意見を聞き、科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において検討することとなっております。

特に、定められた見直しのタイミングや期限については設定されておりません。

次に、見直しのポイントですが、一つに目は、最新の情報に基づくアップデートを行う、二つ目には、関連計画の位置づけを明確化する、三つ目には、長期モニタリングと総合評

価の位置づけ、その内容のフィードバックを明確化することを考えてございます。

これらに基づいて事務局で見直し案を作成しつつ、科学委員会や下部ワーキングでご確認をいただきながら改定作業を進めたいと考えています。

次に、2ページ目に今後の進め方をお示ししています。

現行管理計画の策定経緯を踏襲しまして、地域連絡会議と各委員会での検討を行っていただいた上で、パブリックコメント、両町における地元説明会を実施して、最終確認をいただいた上で決定という流れを想定しています。

ただ、一番下の注記にありますとおり、進捗状況に応じて柔軟に見直しをしていくこととしておりまして、現時点でも既にもう少し時間をかけて十分にご議論いただかなければならないと考えております。

ご参考までに、9月の各委員会にて先生方から主なご意見をいただいたものをご紹介します。3ページになります。

まず、管理の基準等に関するご意見です。

管理の手法とか管理の基準などに関する記載が少ないのではないかというご意見の一方で、管理計画というのは、あくまで基本方針を掲載するものであって、具体的な管理内容についてはその下に位置づけられる計画で述べるのがよいのではないかというご意見がございました。

その他、全体の構成の再整理が必要であるということや、肝心の管理の内容に関する記述を設けるとか増やすとか、気候変動適応に関する記述の充実化、こういったご意見を頂戴いたしました。

最後に、資料の4ページをご覧ください。

まず、管理計画にどのようなことを書き込むべきか、その点についてユネスコの作業指針でどうなっているかをご参考までに整理しています。

ユネスコの作業指針では、管理計画はOUVの保全方法を明示したものであって、参加型手法によって策定することが望ましいとされていますけれども、具体的に記載項目はこうすべきということは示されていないことになります。

事務局としましても、遺産の保全を担保する各法律を所管する教育機関が共通の理解で管理を進めるためのベースとなるものと考えていますので、管理の全体的な基本方針が掲げられていることが重要と考えています。

次に、国内の5か所の世界自然遺産について、管理計画の目次構成を併記してご紹介します。

特段、知床だけが特異な構成になっているということではなくて、全体的に大きな差がございませんが、最も新しい奄美琉球では、具体的な管理の目標をまず掲げた上で、それに応じた管理の基本方針を示すという構成になってございます。

そして、6ページ目以降に、現行の管理計画の中から海域に関する事項を抜粋したものを整理してございます。

以上でございますが、今後、2月に科学委員会が開催されますので、ここでご議論いただいた上で方針が定まれば、各ワーキングでも具体的な検討を進めていただきたいと考えているところでございます。本日、この場では、現時点で何かお気づきの点があればご意見をお伺いしたいと思っております。

●山村座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、また、この資料をご覧になって気がついたことがありますたらお願いします。

●松田委員 海域管理計画の案が出ているのですけれども、英語版がここについていないような気がします。一つ確認は、英語版の著者名は環境省、北海道になっていきますか。

●環境省（伊藤） 現行の管理計画がということでしょうか。

●松田委員 現行もその次もです。

●環境省（伊藤） 世界遺産を管理する環境省、林野庁、また文化庁も入りまして、それと北海道の4者になります。

●松田委員 それは全体の管理計画だと思うのですけれども、海域管理計画もそうになっていますか。

●環境省（伊藤） 海域については、道庁さんからお願いできますでしょうか。

●北海道（栗林） 海域については、環境省と北海道となっております。

●松田委員 その英語表記は「Ministry of the Environment」と「Hokkaido Prefectural」ですか。

私がネット上で見たものはそうになっていなかったもので、質問しています。

●山村座長 今、事務局で確認をいただいているので、ほかに何かご意見があれば、今のうちをお願いします。

●三谷委員 海域の利用についてお伺いしたいのですけれども、例えば、レクリエーション利用で知床のほうは海生哺乳類も観光船の観光資源としてすごく重要なのですが、海域の範囲が遺産地域海域が陸から3キロメートル以内に区切られているようで、そこに自主ルールを決めているという話です。その3キロ以内だけを決めていてもあまり意味がないので、実際にどういうふう自主ルールを使っているのか、それをしっかり守っているのかということを確認したり、指導のようなものはあるのでしょうか。

●山村座長 このご回答は環境省になりますか。

●環境省（伊藤） 先端部の利用の心得、中央部の利用の心得といったルールが定められていますので、それに基づいた管理は実施されているということになります。自主ルールに基づいて実行していただいています、その結果については、適正利用・エコツーリズム検討会議のほうで適宜ご報告されているという流れになっています。

●三谷委員 その辺りがどういうふうになっているか、海域のほうでシャチのことをやっていて、情報交換があまりできていないように思うので、情報交換をさせていただきたいのです。観光資源としての利用方法に幾つか問題があるのではないかという意見が私に寄

せられているので、その辺りも情報交換をしたいと思っています。

●環境省（伊藤） ご指摘をありがとうございます。

ぜひ情報交換を進めさせていただきつつ、現行の管理計画自体が既に十数年たっているものですから、最近の実際に合わせた取組なども含めて記載事項を更新できればと思っています。よろしく願いいたします。

●山村座長 ただいまのご回答で、基本、これは自主ルールであるということですが、例えば、指導を行うというような文言を含めることは可能ですか。

●環境省（伊藤） 指導という言葉を入れられるかどうかですか。

●山村座長 そうです。監督までは難しいにしても、指導くらいはできるのではないかとということです。

●環境省（伊藤） 法律に基づいた指導は可能ですけれども、自主ルールというところもあるので、その辺は地域の方々と検討しながらまとめていくものになろうかと思います。先ほど申し上げた適正利用・エコツーリズム検討会議がまさにそういう場でありますので、そういうところでご議論いただいて整理していくのかなと思っています。

●山村座長 分かったような、分からないようなところですが、松田委員、何かございますか。

●松田委員 2点あります。

登録地域は3キロであるということですがけれども、最近、小笠原などは登録地域より外に広げているので、管理海域という概念を世界遺産の管理計画の中に入れるということは、仕組み上はできると思います。やるかどうかは別ですが、三谷委員がおっしゃるように、検討してもいいかなと思います。

指導という言葉はちょっと強いのではないかと思います。けれども、自主ルールに基づいて運用されていたか、運用されているかを評価するということならできると思いました。

例えば、今、パリ協定なども、上から目標をおろしているのではなくて、国家が決めた貢献、NDCと言いますけれども、そういうやり方です。ですから、自主的にこうやるよと言っているのなら、それはそれで尊重し、それが本当にやられているかということはパリ協定でも評価していますので、確かに似たような形でやられているという評価をするということを通じて適正に確認していくと。ただ、そこで守られていないと判断しても、こうしろという指導はちょっと強いのではないかと思います。

●山村座長 ありがとうございます。私も大分理解できてきました。

伊藤さん、補足ないしは回答がありますか。

●環境省（伊藤） 管理計画の見直しに当たっていろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。

評価の観点で言えば、長期モニタリング計画を定めていまして、後ほど議題でも上がってきますけれども、長期モニタリング計画の中で、先ほどのシャチの話などのモニタリングが位置づけられていて、そのモニタリングをどういう評価基準で評価して、それをどう

いうふうに遺産管理につなげていくかということは今まさに枠組みとして整理しているところでございますので、そのような枠組みを使って遺産の順応的な管理を進めていければと考えているところです。

●山村座長 ほかにいかがでしょうか。

●服部委員 今回の3キロの問題ですけれども、自然遺産登録の最初の頃に、漁業者の方々と3キロをどういうふうに厳密に区分するかということをお話し合われて、大体のコンセンサスができたと思っています。ただ、私は結果を覚えていないので、議事録を見て、3キロの問題はどうだったかということをお返りすることも大事だと思います。

●山村座長 恐らく、この中で当時の経緯をご存じなのは松田委員だけではないかと思いますが、何か補足することがあればお願いします。

●松田委員 当時の新聞などにいろいろ書かれました。何を書かれたかということ、最初は1キロの案を出していたのですが、狭過ぎるということで3キロに広げたのです。では、それによって何か規制が強まるのか、いえ、何も強まりませんと言ったのですが、逆にその言い方が疑心暗鬼を呼びまして、何もなければならぬらどうして広げるのだということになった経緯があったと思います。

ですから、今、私が申し上げたように、もし3キロの外側にも管理区域をつくるということになりますと、それは漁業者の方との合意形成が不可欠であり、それによってより効率的に、あるいは説得力を持ってしっかりやられているということを語れるのであればやってもいいと思いますけれども、合意なしにやるというのはちょっと難しいと思いました。

●山村座長 私も論議の輪郭がよく見えてきて、あまり軽々しく決めたり進めたりできる問題ではないということが少し分かってまいりました。

引き続きご検討を進めていただきたいと思います。

ほかに、この計画見直しに関して何かございますか。

●北海道（瀧澤） 今、画面に示しているものが、先ほど松田委員からありました英語の表記です。

●松田委員 「Ministry of the Environment」の後に「Government of Japan and」となっているのです。この「Government of Japan」が環境省と併記なのか、日本政府の環境省という意味なのか、これでは一目で分からないのです。要するに、私の質問は、この表現は日本政府全体として責任を持っているという解釈になるのかということ。水産庁も文化庁も含めた全体が責任を持つという意味なのかという質問です。

私が見たところ、ほかのエゾシカの管理計画などではこういう表現は出ていないのです。なぜ海域管理計画だけに「Government of Japan」が入っているのかという質問です。

●山村座長 環境省さんが答えるのですか。

●北海道（瀧澤） 知床エゾシカ管理計画は環境省、海域管理計画は北海道が主体となって作っている計画です。

●松田委員 つまり、エゾシカと海域で主体が違ったから英語の表現が不統一であったと

いうことですね。

●北海道（瀧澤） そこは、当然、統一すべき話になると思います。

●松田委員 統一してください。

●山村座長 松田委員、よろしいでしょうか。

●松田委員 はい。

●山村座長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

●山村座長 それでは、最後の議題のその他について、何かありましたらお願いいたします。

●北海道（栗林） その他としまして、今後のスケジュールを説明させていただきます。
資料5をご覧ください。

海域ワーキンググループは、来年度につきましても年2回の開催を予定しており、第1回は7月頃を予定しております。開催地につきましては、今年度が羅臼町でしたので、次回は斜里町となる見込みです。

検討事項につきましては、本日、環境省から説明のありました知床世界自然遺産地域管理計画の見直しが主なものになると思います。

もう一つ、海域管理計画は3月策定の見込みとなりますが、これを英語に翻訳する作業が出てきます。こちらについては、先ほどの表題の部分も含めまして、これから翻訳作業、また、その確認を行います。ただ、海域ワーキングの場で英語が飛び交う状況となりました。でも正確な記録をすることが難しいので、翻訳原稿を事前にお送りしまして、添削をお願いする形で、主にメールでお願いしたいと考えておりました。

次に、参考資料4ですが、長期モニタリング計画の修正に係る報告です。

最初のページですけれども、一番下にアルファベットの「L」が新設されております。これはヒグマに関するモニタリングに関するもので、「F」で評価することとしていたものの一部を分離する形で「L」がつくられているようです。「F」の項目では人間の行動がヒグマに与える影響を評価しまして、「L」の項目では農業被害などのヒグマが人間に与える影響や、知床半島ヒグマ管理計画に基づく管理状況などを扱うこととなります。

次に、海域関係ですが、A3判の資料の1ページ目の一番上、アザラシの調査に関しては、前回、海域ワーキンググループで扱ったところですが、第2期長期モニタリング計画でアザラシの調査手法を一部変更しております。これに合わせて、評価基準、評価指標、モニタリング手法を今年度から新しく行う方法に合わせて修正しております。

また、先ほどのシャチに関しましては、このページの一番下ですが、10番のシャチの生息状況の調査ということで、この評価基準が人間活動がシャチの生息地利用を妨げないこととなっております。

最後に、参考資料5ですが、第44回世界遺産委員会決議において提出を求められた保全状況報告書についてです。

こちらは、英語の資料をもって、昨年12月1日に世界遺産委員会事務局へ提出しておりますことを報告いたします。

英文の後ろには日本語訳もつけておりますが、海域ワーキングに係るものとしては、勧告の4番と5番、トドに関する事項が関係しています。

昨年の第1回海域ワーキングでお渡しした資料から文章表現が多少変わっているのですが、内容自体に大きな変化はありません。

個体群推定を急ぐように、また、個体群推定が行われるまでは駆除を見直すようにという勧告でしたが、これに対しては、2024年に改訂されるトド管理方針の中で、科学的根拠に基づく個体数管理に取り組む予定であること、また、当面の間は現在と同程度の駆除を継続する必要があるという点について回答しております。

こちらは、遺産委員会が求める回答を先送りした格好になっておりますので、トドに関しては次回も何らかの勧告が出されることが見込まれます。その際には、再度、海域ワーキングの中で助言等をいただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

北海道からは以上です。

●山村座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご意見などはございますでしょうか。

●松田委員 モニタリングの評価項目でLが新設されたのですね。これは、なぜヒグマだけなのかと思いました。「住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、野生動物の生態及び個体群が維持されているか」でいいと思います。そういうふうにと考えたら、ひょっとしたらトドも入っていいわけです。そういう意味で、J、K、Lで生き物の名前を特別視しているところがあるのです。Kのエゾシカは、僕もほかの生き物が思いつかないのですけれども、サケ科魚類だって、河川工作物の影響を受けるのはサケ科だけではないという意見もあるかもしれません。それは河川工作物で判断すればいいことですが、このLに関しては別にヒグマに特化する必要はないのではないかと思います。

●山村座長 ただいまのご意見について、事務局から環境省からコメントはございますか。

●環境省（伊藤） Lを新設させていただいた経緯としましては、評価項目Fというのが8ページにございまして、一番左欄の評価の対象は環境圧力・観光圧力となっております。そして、この中にヒグマの管理が入ってございまして、ヒグマのワーキングと適正利用・エコツーリズムワーキングという二つのワーキング合同で評価をすることになっていました。

ただ、利用者の問題であれば観光圧力・環境圧力になるというところがあるのですが、ヒグマによる産業への影響などについては評価項目Fになじまないということが両ワーキングで議論になりまして、両ワーキングで議論していただいた結果、利用者の問題行動についてはFにそのまま残し、その他のヒグマ管理計画に基づく管理の観点からの評価については、ほかの評価項目AからKにはちょっとなじまないもので、新たにLを新設して、そこで評価していこうという流れで決定させていただいたものです。

ですから、ヒグマの管理をしていく上での評価ということでこの評価項目を新設したという経緯がございます。

●松田委員 経緯はよく理解しましたが、今言ったように、ヒグマへの影響を管理したり評価したりするのであれば、同じようにほかの生き物もそれに該当するものは管理したり評価したりしていいのではないかと思うのです。

具体的には、これにトドは含まれると私は思いますが、いかがでしょうか。

●環境省（伊藤） 海域ワーキングとしてご議論いただければ、こちらに反映させていただきますが、道庁さん、いかがでしょうか。

●北海道（栗林） トドとアザラシに関しては、資料の2ページ目の下表の⑥にアザラシ・トドの被害実態調査とございます。現在、紐付けられているのはHとIですが、世界遺産委員会の勧告への対応と、安定的な漁業が両立されているかという漁業との関連という観点でIになっております。

●松田委員 つまり、Iがそれに該当する海域の部分であって、ヒグマの部分はLであるという理解であれば私はそれでもいいと思います。生き物ごとに別の項目をつけるというのは、本当はあまりよくないと思いますし、できるだけ普遍的な考え方でいくほうがいいのではないかと思います。今おっしゃった経緯で皆さんが納得するのなら、私は理解しました。

●山村座長 ほかにご意見などがございましたらお願いいたします。

●三谷委員 先ほどのことに関係するのですけれども、観光との関わりでいくと、シャチもFに入るのでしょうか。

●北海道（栗林） シャチの調査に関しては、2ページの表では一番下になりますが、紐付けられているのがA、C、E、Iとなっています。ですから、主に漁業ということですが、Fには紐付けられておりません。ここはご議論をいただいてFにも含めるべきということであれば、修正の余地がございます。

●三谷委員 エコツーリズムの中に観光船、ウォッチング船というものが入ってくるのであれば、Fにも入れたほうが良いと思いました。

●山村座長 その他の項目として、ほかに何かございませんか。

●服部委員 質問ですが、2ページのナンバー1に海洋観測ブイによる水温の定点観測とありますけれども、ウトロの水温について1年間故障で途切れていたのですが、それ以後の状況はどうなっているのでしょうか。

●環境省（小川） 環境省釧路事務所の小川です。

環境省では、ウトロ側と羅臼側で海洋観測ブイを設置していたのですが、令和元年度にウトロ側の機器が故障になって、それ以後が途切れてしまいました。羅臼については、令和元年度以降も夏の期間に、流水シーズン以外に観測しております。

●服部委員 ウトロの観測はどうなっているのかという質問です。

●環境省（小川） 現在、ウトロの観測は、環境省では実施していないのですが、漁協の

ほうで設置されているか、三寺先生の環境研究総合推進費のほうで水温の観測をされていますので、そちらで記録されていると思います。

●服部委員 私の質問は、今まで海域ワーキングで扱っていたデータの元は、ウトロと羅臼の漁協さんが設置したブイですね。そのウトロ側のデータがずっと取られていなかったのので、データ取得を継続する作業が行われているかどうかです。

●環境省（小川） 現在、環境省では継続する作業はしておりません。

●服部委員 ということは、この評価に関するいろいろなことが、ウトロ側ではデータが入ってこないと理解していいのですか。

●環境省（小川） 現在はそのような状況です。

●服部委員 そうすると、今後、モニタリング計画の海洋観測に関することは書き方が変わってきますね。

●山村座長 これは、計画ということで、地名は出されているのですか。

例えば、羅臼側で継続しているのであれば、ウトロ側はやめると明記する必要はないという気がします。もちろん、継続できるにこしたことはないと思いますけれども、何分、財源が必要だとか、誰がやるのかということもございます。

この辺りについて、環境省さんに回答をお願いします。

●環境省（小川） 今、ウトロ沖で機器が設置できていない状況ですので、参考資料4の3ページの右側に関連するモニタリングのモニタリング手法というところに、海洋観測ブイを羅臼の昆布浜沖に1基設置ということで、ウトロ側は観測機器の設置はできない状況ですから、ウトロの設置は削除した記載としています。

●服部委員 分かりました。

結構大きい変更だと思うのですが、私は今初めて聞きました。この辺は科学委員会では了解が得られたのですか。

●環境省（小川） 海洋観測ブイをウトロ側で外す際は、議論されていないと記憶しております。

●山村座長 事実確認をしたいのですが、これは漁協さんが設置、管理なさっていたものなのですか。

●環境省（小川） 環境省で令和元年度まではウトロ側でも実施していて、ブイ設置の際に、ウトロ漁協さんだったか、斜里第一漁協さんだったか、どちらだったか失念してしまいましたが、ご協力をいただいて、環境省の業務で設置していました。

●山村座長 つまり、現状、環境省ではそれを更新する予算措置が不可能であるということですね。

●環境省（小川） はい。羅臼側のみ、現在故障していないので、設置をしているという状況になります。

●山村座長 やはり、モニタリングですので、途切れてしまうというのは、服部委員がおっしゃるように、問題としては非常に大きいわけですが。ただ、ない袖は振れぬと言われて

しまうと我々も何もできないのですけれども、この海域のモニタリングという意味ではプライオリティーは高いと思います。このワーキンググループに持ち込まれるものに自前のデータというのはあまりなかったと思うのですが、数少ない自前のデータであり、それを取得する手段が途切れてしまったというのは、なかなか由々しき問題なのかなという気がいたします。

ただ、今、三寺委員のほうでも独自のモニタリングをなさっていると伺っていますが、これも属人的なものでして、予算措置があるとかプロジェクトが動いていないと継続できないと思いますので、三寺グループが動いている間に、環境省さんのほうでも設置なりのことを新たに考えていっていただきたいと思います。

本件に関して、服部委員、よろしいでしょうか。

●服部委員 状況は分かりました。

一つ考えてほしいこととしては、今、ブイのデータの取り方はお金が結構かかる装置を使っているのです。もっと安い自己記録式の水温・塩分計はそれほど高くないので、測定機器の変更を考えてみたらどうでしょうか。

●環境省（小川） 重要なご指摘、ご意見をありがとうございます。

環境省のほうでも、現在の機器が大分古くなっているという状況もありますので、今後の業務について検討させていただきたいと思います。

●服部委員 分かりました。検討をよろしくお願いします。

●山村座長 ほかに何かございますでしょうか。

●木野木オブザーバー トドの関係で、現地的心声を聞いてもらいたいのです。

松田委員も過去の経緯を十分知っている中で、トドの問題については、当初、自然遺産の登録になるときに浜からは、このことによって漁業者に法的な措置や漁業に影響を与えるようなことは一切認めないということで、環境省に理解してもらったという経過がありました。

繰り返しになりますけれども、トドの見直しによって私どもに弊害が来ていると、私どもは法律を欠いたと思っているのです。そういう形があったよねと。今回、2024年度にトドの管理方針が見直されるといえるときに、水産庁の窓口になると思うのですけれども、その辺の相談というか、経緯というか、世界自然遺産の組織がどのような形で意見を具申されるのが心配なのです。浜としては、とにかく漁業に影響を与えているのだから、トドの捕獲頭数を増やしてくれというのが強い意見であります。その辺を国がどの辺まで酌んでくれるか分かりませんし、科学的データ云々と言っていますけれども、私どもは今のロシアとの関係から非常に難しいのではないかと理解しているのです。

そういう中で、どういう判断をするか分かりませんが、いずれにしても、浜は注目しているということをここで述べさせていただきます。

●山村座長 ご意見をありがとうございました。

ご存じのとおり、このワーキンググループ自体はトドの管理、捕獲等に関しては一切の

権限等を持っておりませんが、水産庁から諮問を受けた合議体が存在しますので、そちらのほうで検討されることになると思います。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●山村座長 それでは、事務局にマイクをお返しします。

3. 閉会

●北海道(小島) 皆様、大変お疲れさまでございました。

本日の会合の内容につきましては、2月16日に開催されます科学委員会に報告させていただきます。

以上をもちまして、令和4年度第2回海域ワーキンググループを終了いたします。

ありがとうございました。

以 上